

第7章 感染症対策・予防接種

1 結核予防事業

結核は、発見の遅れは治療の長期化や集団発生につながる恐れがあるため、予防対策が必要な疾患です。予防対策の一環として各種健康診査時に結核検診を実施しています。平成17年度から法改正によりツベルクリン反応検査が中止となりました。また、平成19年4月1日より、結核予防法は廃止されたことにより、結核検診は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定されました。

(1) 結核検診

対象者	満65歳以上
会場	保健センター等
方法	健康チェック、特定健康診査時に実施
周知方法	広報あしや
健診内容	問診、胸部レントゲン
結果通知	1か月後文書連絡
根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

<単位：人>

年度	受診者数	内訳			
		異常なし	(%)	要精密	(%)
22年度	6,740	6,581	97.6	159	2.4
21年度	6,425	6,186	96.3	239	3.7
20年度	6,682	6,474	96.9	208	3.1
19年度	7,359	7,169	97.4	190	2.6

22年度 実施結果

<単位：人>

		22年度	21年度
対象人員		21,588	21,353
受診人員		6,740	6,425
一次検査	間接撮影者数	4	108
	直接撮影者数	6,736	6,317
	喀痰検査者数	0	0
要精密者数		159	239
精密撮影者数		94	172

	喀痰検査者数	0	0
	未把握	0	0
被 発 見 者 数	結核患者数	2	0
	発病のおそれがあると 診断されたもの	2	0

2 予防接種

予防接種は、これまで天然痘の根絶をはじめ、ポリオの流行の防止等多くの疾病の流行の防止に成果をあげ、感染症による患者の発生や死亡者の大幅な減少をもたらすなど、公衆衛生の向上に大きな役割を果たしてきました。感染症が著しく蔓延し、大きな被害を与えていた時代が過ぎ去り、予防接種によって獲得した免疫が感染症の流行を抑制していることが忘れられてしまいがちですが、国民全体の免疫水準を維持するためには、予防接種の接種機会を安定的に確保するとともに、社会全体として一定の接種率を確保することが重要です。

(1) ポリオ（急性灰白髄炎）

対 象	生後3か月から90か月未満 (標準的接種年齢：生後3か月から1歳6か月)
実施時期	5月、10・11月
会 場	保健センター
委託協力	芦屋市医師会
接種方法	41日以上の間隔をあけて0.05mlずつを2回経口投与(集団接種)
周知方法	告示、広報あしや、4か月児健康診査案内送付時に案内を送付
根 拠	予防接種法

<単位：人>

実 施 月	対象人員	接種人員	接 種 率
22年5月	846	1,004	118.7%
10・11月	839	720	85.8%
計	1,685	1,724	102.3%
21年6月	835	938	112.3%
11月	846	617	72.9%
計	1,681	1,555	92.5%
20年5月	857	958	111.8%
11月	835	717	85.9%
19年5月	840	835	99.4%
11月	856	781	91.2%

(2) BCG

平成19年4月1日より、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴い結核予防法が廃止され、BCG接種が予防接種法に基づき実施されることになりました。

対 象	生後3か月～6か月未満 *母子のどちらかに医学的理由があった場合、医師証明書と申請書兼同意書の提出にて集団接種可能(6か月以上1歳未満)
会 場	保健センター
接種方法	管針による経皮接種法(集団接種)
周知方法	広報あしや、4か月児健康診査案内送付時に案内を送付
根 拠	予防接種法

<単位：人>

年 度	対象人員	接種人員	接 種 率
22年度	855	870	101.8%
21年度	890	825	92.7%
20年度	861	844	98.0%
19年度	915	855	93.4%

(3) ジフテリア・百日咳・破傷風混合(DPT)

対 象	生後3か月から7歳6か月未満 (標準的接種年齢：生後6か月から2歳6か月)
実施時期	通年
委託協力	芦屋市医師会
接種方法	(1期初回) 20日から56日の間隔をあけて0.5mlずつを3回皮下接種 (1期追加) 1期初回接種終了後、6月以上間隔をあけて0.5mlを1回皮下接種 規定の接種間隔をはずれた場合は任意接種を実施。申請書を医療機関で提出。
周知方法	広報あしや、4か月児健康診査案内送付時に案内を送付
根 拠	予防接種法

<単位：人>

年 度	対象人員	1期初回				1期追加	合 計
		1回目	2回目	3回目	接種率		
22年度	828	910	907	902	109.0%	903	3,622
21年度	844	865	852	858	102.4%	925	3,500
20年度	832	843	863	900	108.2%	822	3,428
19年度	844	905	898	902	106.9%	835	3,540

(4) 麻しん・風しん混合(MR)

平成18年4月から麻しん・風しん(MR)混合ワクチンによる2回接種制度が導入されました。平成20年4月からは、麻疹排除計画(5年間計画)として、麻しん・風しん(MR)混合ワクチンの接種対象者に中学1年生と高校3年生が追加となり、MR第3期・第4期を実施しています。

- 対 象 (1期) 生後12か月から24か月未満
 (2期) 5歳以上7歳未満で小学校就学前1年間
 (3期) 中学1年生に相当する年齢
 (4期) 高校3年生に相当する年齢
- 実施時期 通年
- 委託協力 芦屋市医師会
- 接種方法 0.5mlを皮下接種(個別接種)
- 周知方法 広報あしや, 4か月児健康診査案内送付時に案内を送付
 2期対象者には各学校を通じて保護者に通知, 3・4期対象者には個別通知
- 根 拠 予防接種法

<単位:人>

年 度	時期	対象人員	接種人員	接種率
22年度	1期	862	804	93.3%
	2期	868	763	88.0%
	3期	779	719	92.3%
	4期	762	582	76.4%
21年度	1期	853	805	94.4%
	2期	850	771	90.7%
	3期	773	651	84.2%
	4期	738	594	80.1%
20年度	1期	845	817	96.7%
	2期	860	764	88.8%
	3期	727	590	81.2%
	4期	782	570	72.9%
19年度	1期	905	895	98.9%
	2期	845	734	86.9%

(5) 日本脳炎

平成17年7月より日本脳炎については国の指示により、接種の積極的勧奨は差し控えておりましたが、平成21年7月1日から新しい日本脳炎ワクチンの予防接種が始まりました。平成22年8月27日より、2期の対象の方に、新しいワクチンが使用できることとなりました

- 対 象 (期) 生後6か月から90か月未満
 (期) 9歳以上~13歳未満 (標準的接種年齢:小学4年生)
- 実施時期 通年(新しい「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」は1期を対象に開始される。)
- 委託協力 芦屋市医師会

接種方法 (1期初回) 6日から28日の間隔をあけて0.25ml(3歳未満)・
0.5ml(3歳以上)ずつを2回皮下接種(個別接種)
(1期追加) 1期初回接種終了後、概ね1年おいて0.25ml(3歳未満)・
0.5ml(3歳以上)を1回皮下接種(個別接種)

周知方法 広報あしや、各学校園等を通じて保護者に通知

根 拠 予防接種法

<単位：人>

年 度	期初回 1 回目	期初回 2 回目	期追加	期	合 計
22年度	1,986	1,961	738	549	5,234
21年度	896	771	52	57	1,776
20年度	70	67	61	35	233
19年度	76	79	76	17	248

(6) ジフテリア・破傷風混合(DT)

対 象 満11歳以上13歳未満(標準的接種年齢：小学6年生)

実施時期 通年

委託協力 芦屋市医師会

接種方法 0.1mlを皮下接種(個別接種)

周知方法 広報あしや、各学校を通じて保護者に通知

根 拠 予防接種法

<単位：人>

年 度	対象人員	接種人員	接 種 率
22年度	887	604	68.1%
21年度	829	490	59.1%
20年度	764	528	69.1%
19年度	753	363	48.2%

(7) 就学前の予防接種確認

就学時健診日に教育委員会と連携して、就学前に実施すべき予防接種が実施されているかを確認し、未接種の予防接種について接種を勧奨しています。

実施場所 市内8小学校

事業開始 平成16年度

<単位：人>

実施日	小学校名	対象人数	受診者数	予防接種完了者	MR2期未接種者	DPT未完了者	ポリオ未完了者	日本脳炎未接種者	未接種(主義)
10月28日	山手	171	113	16	48	7	2	42	1(1)
11月11日	精道	118	108	5	27	2	1	93	1(1)
11月9日	潮見	98	87	3	32	4	5	29	2(0)
11月11日	打出浜	112	104	45	26	7	1	55	0(0)
11月8日	浜風	56	52	16	27	3	2	26	0(0)
11月18日	宮川	113	113	57	41	5	4	38	0(0)
10月28日	岩園	111	99	3	52	7	5	42	1(0)
11月2日	朝日ヶ丘	94	91	2	56	12	3	83	3(2)
合計		873	767	147	309	47	23	408	8(4)
受診率			87.9%	19.2%	40.3%	6.1%	3.0%	53.2%	1.0% (0.5%)

平成22年度より予防接種完了者に日本脳炎完了者を含むこととする。

(8) 高齢者インフルエンザ

対象 65歳以上(60歳以上～65歳未満で身体障害者手帳内部障害1級所持者)

期間 平成22年10月1日～平成23年3月31日

委託協力 芦屋市医師会

接種方法 0.5mlを皮下接種(個別接種)

費用 1回 1,000円

事業開始 平成13年度

<単位：人>

年度	10月	11月	12月	1月	2月	3月	接種者合計	対象者	接種率
22年度	2,766	5,745	1,488	438	251	2	10,690	21,691	49.3%
21年度	3,969	3,173	985	1,077			9,204	21,353	43.1%
20年度	1,194	5,686	2,411	1,186			10,477	20,734	50.5%
19年度	787	5,633	2,025	1,165			9,610	20,062	47.9%

(9) 新型インフルエンザ

新型インフルエンザワクチンの接種については、平成21年11月から、国の定めた「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種に関する事業実施要綱」に基づき実施してまいりましたが、平成22年9月末をもって終了となり、平成22年10月からは芦屋市内に居住する全市民を対象とした新たなワクチン接種が開始され、多くの方が接種をされました。

尚、今般の新型インフルエンザ(A/H1N1)につきましては、平成23年3月31日をもって、感染症法第44条の2第3項の規定に基づき、「新型インフルエンザ等感染症」と認められなくなったことにより、通常の季節性インフルエンザ対策として対応する体制に移行することになりました。

対 象 芦屋市内に居住する全市民

実施時期 通年

委託協力 芦屋市医師会

費 用 1回目接種料 3,600円 2回目接種料 2,550円

生活保護世帯のかたは、無料

市民税非課税世帯のかたは、1,000円

新型インフルエンザ接種者数（平成22年4月1日～平成22年9月30日）

報告期間	平成22年4月1日 ~ 平成22年9月30日			
	接種者数	1回目	2回目	合計
医療従事者	65歳未満の者	1	0	1
	65歳以上の者	0	0	0
	計	1	0	1
基礎疾患を有する者	1歳～小学校3年生	0	1	1
	小学校4年生～6年生	0	0	0
	中学生及び高校生の年齢該当者	0	0	0
	高校卒業以上相当～65歳未満の者	1	0	1
	65歳以上の者	0	0	0
	計	1	1	2
妊 婦		0	0	0
1歳～小学校3年生		2	2	4
1歳未満の小児の保護者及び優先接種対象者のうち身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者等		0	0	0
小学校4年生～6年生		1	1	2
中学生		1	1	2
高校生の年齢該当者		1	0	1
65歳以上の者		3	0	3

1歳未満の者	0	0	0
上記以外の者	15	0	15
合 計	25	5	30

新型インフルエンザ接種者数（平成22年10月1日～平成23年3月31日）

報告期間（一つに）	（平成22年）		10月	11月	12月	（平成23年）		1月～3月
接種者数	国内産ワクチン						輸入ワクチン （GSK社製 ワクチン）	
	3価ワクチン			1価ワクチン				
	1回目	2回目	合計	1回目	2回目	合計		
妊 婦	243	0	243			0		
15歳未満の者 （うち基礎疾患を有する者）	5,083 (31)	3,311 (54)	8,394 (85)	()	()	0 ()	()	
15歳～64歳の者 （うち基礎疾患を有する者）	13,200 (624)	219 (101)	13,419 (725)	()	()	0 ()	()	
65歳以上の者 （うち基礎疾患を有する者）	10,091 (2,063)	326 (248)	10,417 (2,311)	()	()	0 ()	()	
合 計	28,617	3,856	32,473	0	0	0	0	

(10) ヒブワクチン予防接種費用助成事業

平成22年8月より、乳幼児の細菌性髄膜炎等の疾病予防及び保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的に、インフルエンザb型(Hib)ワクチン予防接種に要する費用の助成が始まりました。

- 対 象 市内に住所を有し、予防接種を受ける日において2歳未満であること
主たる生計維持者の市町村民税所得割額が235,000円未満であること
- 実施時期 平成22年4月1日～平成22年12月31日
- 助成方法 償還払い
- 助成額 接種1回につき接種費用の2分の1の額、上限4,000円
生活保護受給者については、接種費用の全額、ただし上限8,000円

助成回数

接種対象者	初回免疫	追加免疫
生後2月以上7月未満の間に初回の予防接種を受ける者	3回(4～8週間隔)	1回(初回免疫の1年後)
生後1月以上12月未満の間に初回の予防接種を受ける者	2回(4～8週間隔)	
生後12月以上24月未満の間に初回の予防接種を受ける者	1回	

周知方法 広報あしや，ホームページ

助成者数

<単位：人>

申請者	接種者実人数	接種者延べ人数
生後2ヶ月以上7ヶ月未満	167	285
生後7ヶ月以上12ヶ月未満	116	192
生後12ヶ月以上24ヶ月未満	109	109
経過措置	12	12
助成対象外	83	120

(11) 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業

平成22年11月26日健発1126号第8号当職通知に基づき県に造成されたワクチン接種緊急促進基金を活用して、平成23年1月から、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種事業を開始した。ただし、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種については、3月の接種事故により3月末まで中止となった。また、子宮頸がん予防ワクチンについては、供給量の不足により、本事業に基づき1回目の接種を行うことができなかった者は、高校2年生に相当する年齢になっても接種ができる。(ただし、平成23年9月末までの間に1回目の接種を行ったものに限る。)

対 象 子宮頸がん予防ワクチン(13歳となる日の属する年度(中学1年生)から16歳となる日の属する年度(高校1年生)までの間にある女性)

ヒブワクチン(2か月以上5歳未満の者)小児用肺炎球菌ワクチン(2か月以上5歳未満の者)

実施期間 平成23年1月1日～平成24年3月31日

接種方法 子宮頸がん予防ワクチンは、0，1，6か月後に3回 0.5mlを筋肉内に接種

ヒブワクチン(初回免疫)4週間から8週間の間隔で、0.5mlを3回皮下接種

(追加免疫)3回目の接種終了後おおむね1年の間隔で1回7か月以上12か月未

小児用肺炎球菌ワクチン(初回免疫)27日以上の間隔で、0.5mlを3回皮下接種

ただし、3回目の接種は、12か月未満までに完了する。

(追加免疫)3回目の接種後60日以上の間隔で、0.5mlを1回皮下接種

助成額 子宮頸がん予防ワクチンは、1回あたり15,000円、ヒブワクチンは、1回あたり8,000円、小児肺炎球菌ワクチンは、1回あたり10,000円を上限とする。

費用 無料(市外で接種される場合は、償還払い)

事業開始 平成23年1月

接種者数 (平成23年1月～3月)

<単位：人>

種 別	子宮頸がん予防ワクチン		ヒブワクチン		小児用肺炎球菌ワクチン	
	延接種回数	被接種者数	延接種回数	被接種者数	延接種回数	被接種者数
2か月～7か月未満			375	198	347	222
7か月～12か月未満			190	73	225	122
1歳			136	102	244	181
2歳			89	89	170	169
3歳			103	103	175	175
4歳			133	133	189	189
中学校1年生	59	52				
中学校2年生	66	56				
中学校3年生	50	44				
高校1年生	182	152				
合 計	357	304	1,026	698	1,350	1,058